

身体拘束等適正化のための指針

児童デイサービスくれよん

●身体拘束等の適正化に関する基本方針

身体拘束等は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるという考えのもと、当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めます。

●重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、利用者本人または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。また、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は記録を残し、保護者への報告を行うこととする。

●根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

●児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束等を行わない支援の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束等を行うことがある。

1. 切迫性・・・生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
2. 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
3. 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

●身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施し、利用者の人権を尊重した支援の励行を図る。

- (1)定期的な教育・研修(年2回)の実施
- (2)新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施

●身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

身体拘束等を行わないことが原則であるが、利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1)身体拘束等の必要性の検討

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性があると考えられる場合には、虐待防止委員会を中心に十分に検討を行い、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。上記三要件を満たし、身体拘束等以外の対策が困難な場合にのみ、本人または保護者の同意を得て行う。

実際にやむを得ず身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力をする。

(2)利用者本人および保護者に対する説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、契約時に事業所の方針を説明する。必要があれば、個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、利用者または保護者の同意を得る。その際、身体拘束の内容・目的・理由・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

(3)やむを得ず身体拘束を実施した際の記録

記録様式を用いて、身体拘束の態様および時間、利用者の心身の状況、やむを得ない理由、その他必要な事項を記録し職員間で共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法について随時検討する。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4)拘束の解除

記録と再検討の結果、または拘束後すぐに安全が確保されて身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者および保護者に報告する。

●指針の閲覧について

当事業所の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び保護者が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表する。

附則

この指針は、令和 4 年 1 月 1 日より施行する。